

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R06年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み(案)
<p>1. 機関内における責任体系の明確化</p> <p>本学が公的研究費を適正に運営・管理を行うため責任体系を明確化する。責任者は不正防止対策を積極的に推進し、学内外に責任を持つ。そのための役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表をする。</p>	特になし	-	-	-
<p>2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>不正に対して十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築し、不正を誘発する要因を除去する。</p>	①説明会に参加できない教員に対するフォローができていない。	公的研究費に関する説明会を定期的で開催するとともに、欠席者へのフォローを強化し、コンプライアンス意識と理解度を向上させる。	研究推進・地域連携課	・研究代表者および適宜研究分担者へは説明会開催前にピンポイントで連絡し参加を徹底させたい、欠席者へは別途オンデマンド視聴を行うよう連絡を行う。
	②通報者保護の観点から、通報窓口を第三者機関に設置することが望ましいとされているが、第三者機関に設置されていない。	通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。	不正防止推進委員会	・不正防止推進委員会で通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。
<p>3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。</p>	特になし	-	-	-
<p>4. 公的研究費の適切な運営・管理</p> <p>不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理し、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題を捉える。</p>	①原則事務発注とされているが、研究者による発注に対しても経費の執行を認めており、その場合のルールが明確に定まっていない。	研究者による発注を行う場合のルールを明確化し、適切な予算執行が行われるよう管理する。また、発注の効率性、事務負担軽減および不正防止の観点から、コーポレートカードの有効性についての検討を行う。	研究推進・地域連携課 経理課	・備品以外の物品やその他の支出についても明確なルールを検討する。 ・引き続き他大学の導入実績や業者の選定を行うなど、コーポレートカード導入を検討する。
	②検収が単一の部署(研究推進・地域連携課)で完結しており、他部署によるモニタリングが行われていない。	検収作業は単一の部署に偏らせず、双方向からのモニタリングを行える体制を整備する。	研究推進・地域連携課	・検収を行う部署が研究推進・地域連携課のみのため、研究推進・地域連携課のみで検収が行われない体制について検討する。
	③カラ出張等を抑止する対策が十分でない。	カラ出張を防止するため、必要に応じて関係者、用務先へ事実確認を行うことができる体制を整備する。	研究推進・地域連携課	学部事務室での対応等についてヒアリングを行い学内で統一的な防止体制を整備していく。
	④実態の伴わないアルバイト代の請求等への対策が十分でない。	アルバイト等の勤務状況を把握できる環境を整備し、不定期の調査等を行うことができる体制を整備する。	研究推進・地域連携課	・アルバイトの出勤状況を把握できる体制について検討する。 ・アルバイトを雇用する際に不定期の調査を行う可能性がある旨を研究者に伝える。

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R06年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み(案)
5. 情報発信・共有化の推進 公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。また、公的研究費の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	特になし	—	—	—
6. モニタリングの在り方 不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るため、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。	特になし	—	—	—